

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／
電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
次世代電力系統ワーキンググループ（第6回）

日時 令和7年12月24日（水）10：00～12：00

場所 オンライン開催

資料

- 【資料1】再生可能エネルギー出力制御の短期見通し等について
- 【資料2-1】日本版コネクト&マネージにおけるノンファーム型接続の取組について
- 【資料2-2】電力広域的運営推進機関提出資料
- 【資料3】発電等設備における系統アクセス手続きの規律強化について
- 【参考資料1-1】2026年度出力制御見通しについて [北海道電力ネットワーク]
- 【参考資料1-2】2026年度出力制御見通しについて [東北電力ネットワーク]
- 【参考資料1-3】2026年度出力制御見通しについて [東京電力パワーグリッド]
- 【参考資料1-4】2026年度出力制御見通しについて [中部電力パワーグリッド]
- 【参考資料1-5】2026年度出力制御見通しについて [北陸電力送配電]
- 【参考資料1-6】2026年度出力制御見通しについて [関西電力送配電]
- 【参考資料1-7】2026年度出力制御見通しについて [中国電力ネットワーク]
- 【参考資料1-8】2026年度出力制御見通しについて [四国電力送配電]
- 【参考資料1-9】2026年度出力制御見通しについて [九州電力送配電]
- 【参考資料1-10】2026年度出力制御見通しについて [沖縄電力]

議事

- (1) 再生可能エネルギー出力制御の短期見通し等について
- (2) 日本版コネクト&マネージにおけるノンファーム型接続の取組 について
- (3) 発電等設備における系統アクセス手続きの規律強化について

開会

○添田課長

それでは、定刻になりましたので、ただ今より省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 第6回次世代電力システムワーキンググループを開催させていただきます。

本日はご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

資源エネルギー庁電力基盤整備課長の添田でございます。本日も皆さま、よろしくお願いいたします。

本日の委員会はオンラインでの開催とさせていただきます。委員の出欠ですが、本日は宮川委員がご欠席です。またオブザーバーとして、関係業界等からもご参加いただいております。ありがとうございます。

続きまして、委員の皆さまにおかれましては、ご発言のとき以外はマイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。ご発言されたいときは、挙手ボタンを押していただくか、必要な場合はメッセージを頂き、座長からのご指名をお待ちいただけますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。これより進行は座長をお願いいたします。では馬場座長、よろしくお願いいたします。

○馬場座長

皆さま、おはようございます。年末のお忙しい中ご参集いただき、どうもありがとうございます。そういった時期でもございますので、早速議事に入らせていただければと思います。

本日は、「再生可能エネルギー出力制御の短期見通し等について」、「日本版コネクト&マネージにおけるノンファーム型接続の取組について」、「発電等設備におけるシステムアクセス手続きの規律強化について」の計3つの議題を予定しております。

本日の進め方なのですが、最初に「再生可能エネルギー出力制御の短期見通し等について」と「日本版コネクト&マネージにおけるノンファーム型接続の取組について」は、連続して事務局および広域機関さまより説明いただいた後、質疑を実施する予定としております。その後、「発電等設備におけるシステムアクセス手続きの規律強化について」を事務局から説明いただき、その後、質疑を実施する流れとさせていただきますと考えております。

それでは、まずは「再生可能エネルギー出力制御の短期見通し等について」および「日本版コネクト&マネージにおけるノンファーム型接続の取組について」事務局より資料1および資料2-1の説明をお願いいたします。

【資料 1】再生可能エネルギー出力制御の短期見通し等について

【資料 2-1】日本版コネクト&マネージにおけるノンファーム型接続の取組について

○添田課長

では、事務局より、まず資料 1 に基づきまして説明をさせていただきます。

資料 1 は出力制御の短期見通し等についてでございます。2 スライド目に、本日も議論いただきたい項目 1～4 までを掲載させていただいてございます。

では、順に説明をさせていただきます。

まず、4 スライド目でございます。

こちらは再エネ出力制御の実施状況についての結果報告ということでございます。下に表がございますけれども、今年の秋の 2025 年度出力制御の状況ですけれども、大体昨年度の秋ごろと同じぐらいの水準であったという結果になってございます。その他の 5 ページ目以降は参考データに詳細なものを付けさせていただいてございますけれども、本日の説明では割愛をさせていただきます。必要に応じてご参照いただければと存じます。

続きまして、11 スライド目につきましては、短期の出力制御の見通しでございますけれども、12 スライド目でございます。各エリアの一般送配電事業者の皆さま方から頂いた情報を集計させていただいたものが 12 ページに掲載させていただいている見通しになってございます。こちらは 2026 年度の再エネ出力制御の短期見通しになってございます。こちらにも、このような数字になっているということをご報告させていただくものでございます。

こちらは詳細な参考資料より少し非調整火力のバイオマスですとか、その他参考としてございますけれども、説明は割愛させていただきます。19 スライド目の出力制御順の変更に向けた対応状況についてというところまで飛ばさせていただきます。

20 ページをご覧いただければと思います。

第 53 回の本ワーキングにおきまして、FIT 電源と FIP 電源の間の需給バランスへの貢献という点における公平性を確保するために、優先給電ルール of 再エネ電源の出力制御の順番を、2026 年度または 2027 年度から FIT 電源、FIP 電源の順にするということについてご審議いただいたところでございます。また、第 77 回の再エネ大量小委、本ワーキングの親委員会でございますけれども、こちらにおきまして、その準備状況を本ワーキングでフォローアップすることとされてございまして、本日、各一般送配電事業者におけるシステム構築の状況をご報告させていただくというものでございます。

21 スライド目はその準備状況をご報告させていただく内容でございます。下に表がございますけれども、全ての一般送配電事業者で 2027 年度末までには運用開始の見込みが立っていることを確認してございます。こちらの発電事業者さまの予見可能性確保のためにも、引き続きこちらのワーキングで状況をフォローアップしていくことにさせていただきたいと思っております。

続きまして、23 スライド目、再エネ電制電源の拡大に向けた進捗状況について、こちら

もご報告事項でございますけれども、ご説明させていただきます。

24 スライド目をご覧ください。

第 52 回の本ワーキングにおきまして、九州エリアにおける再エネ出力制御量の低減に向けた取り組みとして、再エネ発電設備への電制装置の設置を進めるに当たりまして、こうした設備の設置発電所の出力制御の取り扱いについて以下のような整理をしていただいたところでございます。電制の装置設置事業者、太陽光の設置事業者さまは、原則電制効果を高めるために出力制御の実制御対象とはせず、オンライン代理制御のスキームを用いて精算で対応する。電制装置設置業者、こちらは風力の場合ですけれども、オンライン代理制御の対象外であるため、原則運用容量に影響しないよう実制御で対応する形になってございます。

九州電力送配電さんにおきまして、該当する発電所へのこうした電制装置の設置を進めていただいた結果、2025 年度末までに全ての該当発電所への設置が完了する見込みとなったことを踏まえまして、こうした出力制御に係る運用を 2026 年 4 月から開始することになったという報告を受けてございます。こうした運用に関する取り扱いあるいは精算方法につきまして、出力制御の公平性の確保に係る指針の改正および弊庁のホームページへの反映を本年度内に行う予定とさせていただきます。

以上、ご報告させていただくものでございます。

資料 1 に関する内容は以上でございます。

続きまして、資料 2-1 につきまして、説明をさせていただきます。

2 スライドをご覧ください。

こちらにつきましては、以下のような内容について報告、ご議論いただくということで、1～3 の 3 つでございます。順次説明させていただきます。

1 つ目が、短期的な系統混雑の予見性確保に関する系統情報の公開というテーマでございます。

4 スライド目をご覧ください。

再エネの発電事業者の方々が事業収益性を適切に評価するためには、系統制約による出力制御の予見可能性を高めることが重要でございます。中長期的な系統混雑の予見性確保に資する系統情報の公開として、5 年度先を対象に 1 年 8,760 時間の系統混雑の見通しを算定、公開しているところでございますが、今後系統混雑による自然変動電源の出力制御の増加が見込まれておりまして、短期的な予見性を高めることもこれまで以上に重要になっていると認識してございます。このため、事業者の方々が自ら短期的な系統混雑に関するシミュレーションを実施できるように、短期的な電源ポテンシャルとして、今後 1 年間で連系予定の電源情報を各一般送配電事業者さんのホームページ上で公開いただくことにしてはどうかと考えてございます。

下の左にございますような、短期的な電源ポテンシャルとして公開する内容、①から⑧までのような内容を想定してございます。

それから、下の右にありますような形で、系統に接続する予定の電源について、こちらは個別の情報ということではなくて、例えば太陽光でしたら太陽光とか、それ以外の電源であればその電源種についてまとめたような形で公開するというところでどうかと思っております。

以上をご議論いただければ幸いです。

続きまして、2つ目が系統情報の開示の在り方というテーマでございます。

6スライド目をご覧くださいと思います。

一般送配電事業者の方々の系統に関する情報であります、電力系統を利用している発電等の設備の設置者の方々にとっては極めて重要な情報でございます、これまで系統情報の公表の考え方という弊庁のガイドラインの中で、公開情報ですとか開示情報などの詳細な内容をお示ししているところでございます。

このうち、開示情報という一般送配電事業者さんあるいは配電事業者さんが系統連系手続きにおける接続検討申し込みをした請求者の方と、秘密保持契約を結ぶことによって個別に利用者さんや利用目的を限定した上で提供する情報を開示情報と呼んでございますけれども、こちらの発電を設置される方が系統シミュレーションを行って、出力制御の予見可能性を高めることを目的にこういった開示というものを行ってございます。

現在、開示情報としまして、過去の発電実績ですとか、電源の新設、廃止、停止という情報が含まれてございます。このうちの電源の新設、停止、廃止の情報ですけれども、発電等設備設置者が当該情報を提供する際は原則供給計画と可能な限り整合的な内容とするという形にしてございまして、基本的に系統連系済みの発電設置者から一般送配電事業者さんに情報提供されることとなっております。

他方で、連系の予約が行われる契約申し込みの受け付けから実連系に至るまでには一定のリードタイムが存在いたしますので、現状の新設電源の反映のタイミング、つまり系統連系後の反映ですと、連系予定かつ未連系の電源情報を把握することはできないという状況になってございまして、今開示させていただいている情報では、シミュレーションの精度がなかなか向上しないというケースも想定されるところでございます。このため、開示情報における電源の新設、停止、廃止のうち、電源の新設の情報については契約申し込みの受け付けがなされたタイミングで開示の対象とすることとしてはどうかと考えてございます。

また、提供情報の更新頻度につきましても、現状の年1回から半年に1回に変更することとしてはどうかと思っております。

なお、系統情報の開示において、連系済み事業者の開示に関する情報は、開示に関する合意が必要になっているところ、開示による効果をより高めるための開示情報の在り方についても引き続き検討をしております。

7スライド目が、開示内容の変更案でございます。

左側が現行の運用でございまして、右側が先ほど説明させていただきました変更後の運

用ということで、紫色になってございます電源の新設、停止、廃止計画のところの新設計画のところを契約申し込みの受け付けをするタイミングで対象とするような形で整理をしているものでございます。

また、更新頻度というのが一番下にございますけれども、新設計画については半年に1回という形で、このような変更案でいかがかと思っておりますのでご審議いただければと考えてございます。

続きまして、10 スライド目、3つ目のテーマでございますが、北海道エリアにおける系統制約による自然変動電源の出力制御の実施状況でございます。

11 ページ目をご覧ください。

2025 年 11 月におきまして、北海道エリアのローカル系統におきまして、暫定措置による自然変動電源の出力制御が実施されてございます。第3回の次世代電力系統ワーキングでの報告のとおり、北海道エリアにおきましては、混雑管理システム運開前の混雑により出力制御が必要となったことから、本格運用開始後の混雑管理のスキームとは異なる形で暫定措置を実施したところでございます。

具体的には、こちらの北海道エリアの北芽室・西音更という系統ですけれども、こちらに位置する 66 k V 岩松線というところの系統におきまして、平日および休日、祝日の昼間断面に系統混雑の発生が見込まれたことから、対象系統へ接続するノンファーム型の接続の太陽光に対して系統制約による出力制御、発電上限設定が実施されてございます。系統制約による出力制御量は約 0.9 万 kWh と推定されております。

系統制約による自然変動電源の出力制御が実施された場合、広域機関のほうでその内容は適切だったかどうか、事後的に確認することになってございますので、今回そのご報告を広域機関さんからいただきたいと思っております。

私から資料の 2-1 は以上でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、この後、広域機関さんの説明がでございます。

では、以上でございます。座長にお返しいたします。

○馬場座長

ありがとうございました。

続きまして広域機関の小林さまより、資料 2-2 の説明をよろしく願いいたします。

【資料 2-2】電力広域的運営推進機関提出資料

○小林オブザーバー

電力広域的運営推進機関の小林でございます。

資料 2-2 についてご説明させていただきます。

今回は、北海道エリアでの 11 月分の再生可能エネルギー設備の出力抑制の検証結果とい

うことでご説明させていただきます。3スライド目までめくってください。

初めにということで、先ほど添田課長から既にご説明がございましたが、66 k Vの岩松線というところで混雑が発生したということで、また今回についてはシステムが運開前ということで、暫定措置という形で確認させていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。

暫定措置ということで、既にご審議いただいた内容でございますが、振り返りとして申し上げますと、北海道ネットワークにつきましては、暫定措置の中ではポイントとしては混雑予想のところについては毎月20日ごろに月間の混雑予想をするということとなっております。併せて、制御量の配分法についても、最大受電電力に対して一律配分ということとなっております。

また、出力制御対象につきましては、こちらにございます調整電源および高圧以上のノンファーム電源のうち、ローカルノンファームの受け付け開始以降に契約申し込みを受け付けした電源を対象電源としているところが暫定措置の主なポイントと考えてございます。

2枚めくっていただいて、7スライドまでお願いします。

こちらは通常、実際に検証するときの考え方でございますが、大きく分けて2つございます。別紙1と別紙2で押さえてございますが、出力制御ルールに基づく制御ということで、調整電源の出力抑制がしっかり行われているかどうかということと併せて自然変動電源の出力制御の必要性ということで、必要な出力抑制がなされているかどうかについて確認するというところで実施してございます。

次のページをお願いいたします。

先ほどの暫定措置を踏まえまして、今回につきましては、左の吹き出しのところがございますとおり、出力抑制の対象電源につきましては先ほど申し上げた受け付け以降のものを対象とすることと、併せて出力抑制についても一律で最大受電電力で抑制するところが暫定措置の検証のポイントとして通常とは異なる部分になってございます。

次のスライドをお願いいたします。

先ほど、添田課長からもこちらのご説明がございましたとおり、11月、平日と、土日、日曜・祝日というものを分けてそれぞれのパターンを算定してございまして、実際に出力抑制が発生したところでございます。なお、実際の公表サイトには、月間最大想定であるところの平日の出力制御のみを情報公開させていただいているところでございます。

次、別紙1、2に入りたいと思いますので、13枚目のスライドまでお願いします。

先ほど申し上げた別紙1、2について申し上げますと、今回の検証内容はすごくシンプルな内容となっております。

別紙1にございますとおり、上から調整電源、揚水、蓄電池と並んでございますが、こういった電源がこちらのところは対象電源がなしということで、制御についてもゼロとなっております。

次のスライドをお願いいたします。

こちらもし少し細かい数字で恐縮ですけれども、一番下を見ていただきますと、予想潮流と運用容量と記載のところがございます。それぞれの電源に対して予想潮流を算定した上で、この運用容量を上回るというところで、平日につきましては約 400 kW、日曜・祝日につきましては 200 kW ということで制御が必要となっていたことを確認してございます。

戻っていただいて、12 スライドでまとめがございますので、こちらで確認いただければと思います。今の別紙 1、2 を踏まえて内容を確認させていただきまして、今回の出力制御について確認した結果をまとめてございます。

①の出力制御ルールに基づいた制御ということで、こちらにつきましては対象となる電源がなかったということで、適切に実施されていると考えてございます。

②につきましては、先ほど別紙 2 で確認させていただいたとおり、予想潮流を上回るところを確認してございますので、こちらが必要な抑制量であったということを確認させていただいているところでございます。

以上をもちまして、われわれとしては、妥当であったと判断しているということでご報告申し上げます。

私の説明は以上で終了になります。

○馬場座長

ありがとうございました。

資料 1 では、定例の再エネの出力制御の実施状況と、短期見通しについての報告、それから前回、出力制御順の変更について議論させていただきましたけれども、そちらの対応状況の報告と、再エネの電制の拡大について状況の報告をいただきました。資料 2 では、系統情報の公開についてのご提案と、北海道エリアにおける系統混雑による出力制御の実施状況についてご説明いただきました。

それでは、ただいまのご説明を踏まえまして、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手ボタンにてお知らせいただければと思います。なお、ご発言の際には、どちらの資料についての発言なのかおっしゃっていただいてからお願いできると幸いです。

いかがでしょうか。

原委員、よろしく願いいたします。

○原委員

ご説明ありがとうございました。

最後の北海道エリアにおけるローカル系統混雑管理の件で確認になりますが、今回、出力抑制に至った理由として、岩松線のところの混雑が要因であったというご説明がありましたけれども、岩松線の上流側といいますか電源側のほうには水力がつながっていますけれども、然別の水力 3 基分、確かあったと思いますが、こちらは調整電源ではなくて自流水で調整が利かない電源ということでよろしかったでしょうか。

○馬場座長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○添田課長

こちらですが、北海道ネットワークさんのほうで、事実関係ですのでご説明可能だった
りいたしますでしょうか。

○馬場座長

それではお願いします。

○守谷北海道電力ネットワーク（株）工務部部长

北海道電力ネットワークの守谷でございます。本件につきまして、今のご質問について
ですが、こちら岩松線につきましては、今、原委員からいただきましたとおり然別系の水
力発電所が多くつながっている系統になってございます。ただ、こちらの水力発電所につ
きましては、調整電源という形になってございませので、基本的には調整できないとい
う扱いで算定いたしております。

ご説明は以上です。

○原委員

分かりました。ありがとうございます。理解いたしました。

○馬場座長

ありがとうございました。ご確認いただいたということだと思います。

その他、何かございますでしょうか。

それでは、まずは委員からということで、坂本委員よろしく願いいたします。

○坂本委員

ご説明ありがとうございます。

資料2-1の6ページで少し細かい点になりますが、1点質問させていただければと思
います。

開示情報で、電源の新設に関して開示するということについては賛成でして、細かい扱
いの点になりますけれども、契約申し込みをした後に実際には連系に至らなかったケース
に関しましては、提供情報が更新されるタイミングで除かれるということになりますでし
ょうか。

以上です。

○馬場座長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○添田課長

この場合、ご質問いただいた場合には、申し込みいただいた時点、基本的には最新の情報を提供いただくことを想定してございますので、もし取り下げになっているということであれば、その時点で取り下げいただいている場合は、取り下げた情報を提供いただくことになると考えてございます。

○馬場座長

ありがとうございます。坂本委員、よろしいでしょうか。

○坂本委員

分かりました。ありがとうございました。

○馬場座長

続きまして、岩船委員、よろしくお願いたします。

○岩船委員

ご説明ありがとうございました。

資料1の再エネ出力制御の短期見通しについてですが、こちらは毎度の資料にはなっておりますが、出力制御の状況が時系列的にどうなっているのかという点が、もう少しパラメーターとの関係で説明できませんか。もちろん、気象も違うからというのは分かりますが、気象条件でしたり、あとオンライン化率がだんだん進んでいます。

そもそも、再エネのPPAの導入量が増えていますというのもあるし、あとは対策がどうワークしたのかとかいう形で、もしかしたら21年から25年までしかデータがなくて難しい部分もあるかもしれませんが、あと需要自体がどうなったのかという話もきっとありますよね。そういうパラメーターで説明できるようにだんだんなっていないかなというのをトライいただけないかなと。多分エリアごとに、こうなりました、こうなりましたという形が分かりやすいとは思いますが、もう少しその先に、それでは長期的にPPAがこのぐらい増えていけばどうなっていくだろうといった見通しが立つためには、そういう説明、変数との出力制御率との関係をもう少し明確にしていく必要があると思っていますのですが、そのような検討を今後お願いできませんでしょうかということです。

以上です。

○馬場座長

ありがとうございました。

出力制御量の変化はいろいろな要因で変化しますが、それがもう少しうまく説明できるような、資料が作れないかということだと思います。なかなか難しい話と思いますが、事務局いかがでしょうか。

○添田課長

ありがとうございます。

確かに、なかなか一概にこの要因でというのは難しいかもしれませんが、何らかトライしてみようと思いますので、こちらは、われわれも一送さんからいろいろな分析を聞いてみた上で、どのようなことが言えるか考えてみたいと思います。

○馬場座長

ありがとうございました。岩船委員、よろしいでしょうか。

○岩船委員

ありがとうございました。少し無理を言っているなどは思いましたが、ぜひ、長期的には重要な視点だと思いますので、よろしくお願いします。

○馬場座長

ありがとうございます。確かに重要なお話と思います。ありがとうございました。続きまして松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員

今、岩船委員がご指摘になった点、全くもつともだと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。分析が仮に難しいとしても、それぞれのエリアごとで変動再エネのkWがこんなに増えている、あるいは需要がどうなったのか、それは直接どう効いたのかということだと思いますけれども、そちらをグラフとかを示すときに少しまとめて見せるだけでも理解が進むのではないかと。やはり、kWはこんなに増えているにもかかわらず制御量が減っているとか、伸び悩んでいるからこちらも伸び悩んでいるとか、そういうようなことがエリアごとに、グラフのところに出てくると分かりやすくなるのかなと思いました。以上です。

○馬場座長

ありがとうございました。具体的に、どのように表示すると良さそうかというご指摘をいただいたと思います。

事務局のほういかがでしょうか。

○添田課長

ありがとうございます。

今日、少し説明を割愛しましたけれども、例えばkWで各エリアの再エネの導入量みたいなものは、資料1の7スライド目、8スライド目あたり、あるいはオンライン化の状況は9スライド目でお示しさせていただいてございますけれども、こうした情報と4ページ目の実際の出力制御量との、複合的にどうお示しするとよりご理解しやすくなるかという観点で、次回以降考えてみたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○馬場座長

ありがとうございました。松村委員、よろしいでしょうか。

○松村委員

はい。ありがとうございました。

○馬場座長

ありがとうございます。

要因を分かりやすく説明する、そのようなスライドをどう作っていくのかというのはなかなか難しいことかとも思いますが、ぜひよろしく願いいたします。

それでは宮川委員、よろしく願いいたします。

○宮川委員

ご説明ありがとうございました。

あと、すいません。冒頭事務局のほうから欠席というお話がございましたけれども、出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

資料の2-1につきまして、4ページ目の短期的な系統混雑の予見性確保に資するということですが、基本的には事業者の投資判断において予見性確保というところは重要ですので、こうした情報の公開というのは効果的だと思いますので、賛成でございます。

一方で、公開内容の中で高・低圧電源③のところですが、こちらは過去トレンドを用いた推測値になっているようですけれども、こちらが信頼性の高い推測値であるならば公開は有益だと思いますが、統計学的に有意なのか、あるいは不確かなのかというところで一定程度の信頼性がもし担保できないということであれば、無理に公開をすることはないと思っています。

というのは、やはり一送さんの公表情報ということで、実際には簡便な推測値であるけ

れども、こちらをご覧になった方が高い信頼を置いてしまうということもあるかもしれませんので、公開するのであればこういう形で、これぐらいの信頼度ですということを適切な注記等で注意喚起するといったことが必要ではないのかと思いました。

以上でございます。

○馬場座長

ありがとうございました。推定値の信頼性について、公開するときに注意が必要ではないかというご意見だったと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○添田課長

まず、すいません。最初に冒頭で宮川委員が欠席ということをお伝えしてしまいまして、大変失礼いたしました。私の情報が古かったようでございまして、出席になっていることを把握できておらず申し訳ございませんでした。

その上で、ご質問いただいた点ですけれども、なるべく蓋然性を高めるように過去3年平均といったようなこともしてございますけれども、今ご指摘いただいた点も含めて、公開してご覧いただいた再エネ事業者さんがどういう形で情報を使われるかということだと思いますので、何らかの注意書きとか補足説明みたいなことをして、こういう性質のものでよということをご理解いただけるようにすることが一つのやり方ではないかと、今のご指摘を聞いて考えた次第でございます。

ですので、そのような方向で対応したいと思っておりますけれども、もし、もっとこうしたほうがいいのではというご指摘があれば承りたいと思います。

○馬場座長

ありがとうございました。宮川委員いかがでしょうか。

○宮川委員

ありがとうございます。今ご回答いただいたような方向で、いろいろ誤解が生じないような形で公開を進めていただければと思います。

○馬場座長

ありがとうございました。続きまして鈴木オブザーバー、よろしく願いいたします。

○鈴木オブザーバー

ありがとうございます。発言いたします。

資料1の24ページ、再エネ電制電源の拡大に向けた進捗状況についてのところです。

この資料の3ポツ目でございますが、本運用に関する取り扱いや精算方法については出

力制御の公平性の確保に係る指針の改正や資源エネルギー庁さんのホームページの反映を行う予定とされております。

意見ですけれども、この電源制限ということについては、類似の運用として地内系統でのN-1電制がありますが、こちらは電力広域的運営推進機関、OCCTOさんのほうでN-1電制の考え方で整理されていると思ひまして、そこにおいてはオペレーション費用も含めた費用の精算なども整理されていると思ひます。

今回、電制装置の設置に協力いただいた各社にも感謝するとともに、こちらを他の連系線に適用拡大するのかわかりませんが、こうしたN-1電制の運用のような点も明確化した上で今後運用していくことが望ましいと思ひておりますので、そのあたりも明確化いただけるとありがたいと思ひております。よろしくお願ひします。

また、こちらは今回の検討とは直接関係ないのでコメントですが、地内系統のN-1電制の運用容量確保の観点では、転送遮断ではなくて運用容量と時間の関係が許せば停止指令によって抑制するという方法もあり得るかと思ひておりますので、このあたりはN-1電制の今後の運用はOCCTOさんのほうで継続してやられると思ひますけれども、この辺も考えていただけるとありがたいと思ひております。

以上になります。ありがとうございました。

○馬場座長

ありがとうございました。

電制をやる場合に、N-1電制に類似しているということから、それに準拠した形で費用の精算ですとか明確化をしてほしいというご意見だったと思ひます。

事務局から何かございますでしょうか。

○添田課長

ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた点を含めて、今回、指針の改正の中で明確化を検討していきたいと思ひますので、その方向で対応したいと思ひます。

○馬場座長

ありがとうございました。

続きまして園田オブザーバー、よろしくお願ひいたします。

○園田オブザーバー

送配電網協議会、園田でございます。

まず、資料1につきまして、21ページに記載のとおり、各一般送配電事業者は優先給電ルールにおける出力制御手順の順番の見直しに係るシステム改修を進めているところであります。本施策は、FIP電源への移行を促進して、FIT賦課金による国民負担を低減

する観点からも重要な施策であることはわれわれも十分に理解しておりまして、2027 年度末までには全エリアで運用開始ができるように引き続き準備に取り組んでまいりたいと思っています。

同じ資料の 24 ページ、再エネ電制の件について、2026 年度から本施策の運用を開始できるということで、電制装置を設置いただいた再エネ事業者さまのご理解とご協力に感謝申し上げます。運用と精算方法については既に過去の系統ワーキングでご整理いただいたところではありますけれども、「出力制御の公平性の確保に係る指針」とエネ庁のホームページにご反映いただけるということで、九州電力送配電だけでなく、電制装置設置事業者さまのご理解も深まると思いますので、こちらも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

資料 1 に関しては以上です。

資料の 2-1 に関しても発言させていただきたいと思ひます。

系統情報の公表に関して、ノンファーム型接続の進展により、今後、系統制約に起因する出力制御の増加が見込まれるところ、事業者さま自らがシミュレーションを行って、より制約の少ない地点への連系が促進されるということは、再エネの導入拡大や設備の有効利用の観点で重要だと考えています。このため一般送配電事業者としても、今回お示しいただいた方針も踏まえて引き続き事業者によるシミュレーションの精度向上に資する系統情報の公表に努めてまいりたいと考えております。

そこで、6 ページに「開示情報の変更」がございますが、最後にご記載いただいたとおり、現行の情報開示の仕組みにおいては、連系済み事業者の開示に関する合意が必要になっているところ、実態としては開示に合意されない事業者も一定数存在すると認識しています。そのような状況下で今回の見直しを適用したとしても、開示される情報が事前に合意された事業者の情報に限定されるということですので、事業者が適切な精度でシミュレーションを実施する上での課題になり得ると考えています。このため、資料にも記載いただいておりますが、情報開示の効果をより高めるための開示の在り方についても、今回の見直しとセットで継続的な検討をお願いしたいと考えています。われわれ一般送配電事業者としても検討に協力してまいりたいと思ひます。

私からは以上です。

○馬場座長

ありがとうございました。資料 1 についてコメントいただきまして、資料 2-1 の公表について、開示に合意しない事業者さんがいらっしゃるということについて、効果的な開示にしていく方策を継続して検討いただきたいというご意見だったかと思ひます。

事務局から何かありますでしょうか。

○添田課長

ご意見を承りましたので、引き続きこちらの開示の合意について検討していきたいと思
います。引き続きのご協力、よろしくお願いいたします。

○馬場座長

ありがとうございます。

それでは続きまして、増川オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○増川オブザーバー

ありがとうございます。太陽光発電協会の増川でございます。

私のほうからは、資料1の24ページの電制装置を再エネ設備に導入することによって連
系線の運用容量を増やすという取り組みでございますけれども、私どもとしては九州電力
管内の大規模な太陽光発電事業者にご協力いただき電制装置を設置し、今後、来年の4月
から運用開始されるということですが、関門連系線の運用容量を増やすことに少し
は寄与できたのかなと思っております。

基盤整備課さんにもわれわれも協力させていただきましたけれども、大規模な発電事業
者さまにご理解いただき、電制装置を設置するという、なかなか苦労したというこ
ともございましたので、せっかくこちらを始められたら、この成果、効果をぜひ検証いた
だいて、その効果を発電事業者、特に太陽光の事業者にもご理解いただき、他の連系線
の運用容量の改善にもし使えるとしたら、ぜひこういった取り組みを関門連系線以外にも
広げていただき、出力制御が減る方向になればいいなと思っておりますので、引き続き
どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○馬場座長

ありがとうございました。電制の効果というものを検証して、その効果があるのだとい
うことを示して、多くの事業者にご理解いただくというのは重要かと思えます。

この点に関して事務局から何かございますでしょうか。

○添田課長

ご指摘ありがとうございます。

今回の電制装置の設置の効果ですけれども、どういう形でお示しできるのかというところ
について、こちら一般送配電事業者さんのご協力をいただきながら、どういうものが
お示しできるかというところからまずは検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○馬場座長

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。
続きまして後藤委員、よろしくお願いいたします。

○後藤委員

ご説明ありがとうございました。

資料の2-1の4ページのところで質問させていただきたいと思います。

まず、1年先の短期的な電源ポテンシャルということで、情報が増えることは望ましいことかと思えますけれども、こちらは5年先の見通しに加えて、こういった情報が得られるという理解でよろしいでしょうか。まず確認事項です。

○馬場座長

それではまず事務局からお答えいただけますでしょうか。

○添田課長

ご指摘のとおりでございます。5年度先の見通しに加えてこちらを情報提供させていただくという形になります。

○後藤委員

分かりました。5年先ということで、下の左の短期的な電源ポテンシャルの公開内容の表にありますように、③の高・低圧電源、中長期見通しの算定方法と同様に過去トレンドで過去3カ年の平均といったものを1年に割り戻して算出ということですが、こちらは5年先の中長期見通しも、このような過去トレンドを延長するような形で伸び率が同じだったという想定で算出されている理解でよろしいのでしょうか。

質問が少々細切れになっておりましてすみません。

○馬場座長

それでは事務局、よろしくお願いいたします。

○添田課長

高・低圧は5年先もこのような形になっています。

○後藤委員

承知しました。

そうしますと、特別高圧のところで対象年度に運開予定の申し込みかつ未連系の電源ということで、こちらは申し込みがあったということで、かなり確度が高いと理解したのですが、過去トレンドの3年間で、1年であったり5年間であったり、かなり変化するリス

クはあるのかなと思いました。こちらは今までの検証でどの程度違いが出たのか出なかったのか、そういった情報も得られるのであれば付記いただく、追記いただくなどの公開があると、どの程度のレンジで変化が生じ得るといった予想もできます。過去トレンドが必ずしもそのまま将来にも当てはまるかどうかというのは、非常に難しい面もありますので、あくまでポテンシャルということで理解をすればよいのだとは思いますが、何か追加の情報があると、不確実性に関する参考情報になると思いました。

以上です。

○馬場座長

ありがとうございました。

推定した結果について、実際にどれだけ伸びたのかという検証した結果があれば、そこらを示したほうがいいのではないかとご意見だと思いますが、なかなか難しそうな話ですけれども、事務局いかがでしょうか。

○添田課長

中長期見通しの5年先の諸元みたいなものですとか、実際との違いといったある種情報を充実させるという話ですけれども、今日ご指摘いただいたことを踏まえてどういうことが対応できるかは検討させていただきたいと思っておりますけれども、公表される、一般送配電事業者さんの準備というのもあると思っておりますので、そのあたりを踏まえながら、今回まずはこういう形で、1年先のものも追加的にやれるところから公開を進めていきたいと思っておりますので、こういう取り組みをやりながら、どういうタイミングで充実ができるのかという観点で考えていきたいと思っております。

ご趣旨は承りましたので、なんとなく情報として補足できることがあるかどうかを含めて考えていきたいと思っております。

○馬場座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○後藤委員

ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○馬場座長

他、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

さまざまご意見等を頂けたと思います。

それでは時間もありますので、次の議題「発電等設備における系統アクセス手続きの規律強化について」事務局から資料3の説明をよろしくお願いたします。

【資料3】発電等設備における系統アクセス手続きの規律強化について

○添田課長

続きまして、資料3の説明をさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。本日もご議論いただきたい内容でございます。

こちらは、これまで系統ワーキングでもご紹介させていただいておりますけれども、系統用蓄電池を中心に、接続検討ですとか契約申し込みが増加しております。迅速な系統アクセスのの実現に向けて、発電等設備の系統アクセス手続きにおける規律強化について、これまでもご議論をいただきまいりました。

前回の本ワーキンググループで、円滑な接続検討を実現するための取り組みとして、土地に関する書類提出の要件化の詳細内容、接続検討に資する情報公開および契約申し込みにおける土地取得の要件化についてご議論をいただきました。

今回は、まず1つ目としまして、土地に関する書類提出の要件化に関する周知、こちらはこういうことを進めましたというご報告をさせていただくとともに、2つ目ですけれども、契約申し込みにおける事業用地の使用権原の提出の要件化の詳細内容と、3つ目、契約申し込みにおける空押さえへの更なる対応についてご議論いただきたいと考えてございます。

4ページ目でございます。

こちらはご報告でございますけれども、前回のワーキングにおきまして、2026年1月以降に接続検討申し込みおよび契約申し込みの受け付けを行う案件から、発電等設備の設置場所における登記簿等の確認結果などが記載された書類の提出を求めるとさせていただきました。

本要件の適用に先立ちまして、接続検討申込書の変更に伴う新しい様式を広域機関さんのホームページにおいて公開いただきました。

なお、最新様式は受付日で適用されますので、現時点で申し込みを行っている案件においても最新様式が適用される可能性がございます。下に記載してございますのが広域機関さんのホームページで、このような形で様式変更を周知していますということと、実際の申込書の記載事項、こういうものを記載いただく形になっているということをご報告させていただきたいと思っております。

続きまして、5ページ目をご覧くださいまして、契約申し込みにおける事業用地の使用権原の提出の要件化というテーマでございます。

こちらでも前回のワーキングにおきまして、契約申し込みのプロセスにおいて、事業用地における使用権原を証する書類の提出を系統接続に係る契約の要件とすることをご議論いただきました。提出のタイミングについて、契約申込時などに用地の交渉を行いつつ、連系承諾以降に土地を取得することが多い実態を踏まえますと、連系承諾から2カ月以内に

使用権原を証する書類、例えば土地の登記簿謄本ですとか賃貸借契約書の写しなどの提出を求めることとしてはどうかと考えてございます。その上で、期限内に使用権原を証する書類が提出されない場合は、連系予約を取り消すこととしてはどうかと考えてございます。

また、F I T / F I P制度を利用する電源につきましては、こちらの制度のほうで既に使用権原を証する書類の提出が求められておりますので、系統アクセス手続きにおける本要件の対象電源は、非F I T / 非F I P電源ということとさせていただくことでいかかと思っております。

なお、F I T / F I P制度を利用予定だった電源において、もし利用を取りやめたという場合には、速やかにこちらの制度のほうで使用権原を証する書類を提出いただくことになると考えております。また、要件逃れのために仮に虚偽の申請を行った場合においても、連系予約を取り消すこととしてはどうかと思っております。

最後のポツですけれども、F I P / F I T制度において、例えばアセスが必要となる電源につきましては、土地の使用権原の取得に長期を要するため、書類がそろわない場合は認定日の翌日から起算して3年が経過した日を提出期限とするといった対応が行われておりますけれども、本要件化においても合理的な理由が認められる場合に限り、提出期限を延長するという対応を行うこととしてはどうかと考えてございます。

今、ご説明させていただいたものを少し系統アクセスの流れに沿って下に図示をさせていただいているものでございます。

接続検討の申し込み受け付けですとか、その後の契約の申し込み受け付けのところ、いったん事業用地に関する書類を提出いただきます。その上で、連系承諾の後、2カ月以内に使用権原を証する書類を提出いただくといったフローを想定しているところでございますが、この点ご議論いただければと存じます。

続きまして、6ページ目でございます。

今度、契約申込時における空押さえへの更なる対応ということでございます。

2025年9月末時点における全国、沖縄を除きますけれども、の系統用蓄電池の契約申し込みは約2,400万kWという形になってございまして、前年比で約3.9倍となっております。非常に多くの申し込みが来ている状況でございます。

また、複数の蓄電池事業者の方々にヒアリングをさせていただいたところ、事業化、すなわち系統用蓄電池を実際に設置するに至るという見込みが不透明な案件の契約申し込みが多数存在するのではないかというご指摘を頂戴してございます。

系統用蓄電池の充電側、順潮流側につきましては、系統接続に当たりまして、系統容量の確保が必要になってございます。9月の系統ワーキングにおきまして、混雑時の充電制限を前提に、系統容量を確保せずとも系統への接続を可能とする仕組み、ノンファーム型の導入を進めていく方針を示したところでございますけれども、こちらの導入に必要なシステム開発に5年以上を要する可能性があるという状況になってございます。

こうした系統用蓄電池の接続ルールの見直しの早期実現に向けて検討を進めております

一方で、ノンファームの制度が導入されるまでの間は、引き続き系統容量の確保というのが必要になってまいります。接続に際して系統増強を伴う場合には、多額の費用と長期間を要する可能性がございますので、空押さえというものが多数起こってしまいますと、系統用蓄電池の迅速な連系に与える影響は非常に大きいと考えられます。

系統用蓄電池の導入拡大の観点からも、やはり事業確度の高い系統用蓄電池が早期かつ確実に系統接続できる環境整備を進める必要があると考えてございまして、系統用蓄電池の空押さえへの対応というのは、これだけ多数の申し込みが来ておりますので喫緊の課題であると考えてございます。

したがって、系統用蓄電池に対象を限定した上で、系統用蓄電池に関する接続ルールの見直し、つまりノンファーム型への見直しが完了するまでの暫定的かつ追加的な空押さえ対策として、以下2点の措置を導入することとしてはどうかと考えてございます。

1つ目が、契約申込時における保証金額の増額。2つ目が、工事費負担金の分割払い制度の運用の厳格化ということでございます。なお、本対策はあくまで系統用蓄電池の接続ルールの見直しが完了し導入されるまでの暫定的なものということにさせていただこうと思っております。その上で、本格的な対策として、今申し上げた2点のような措置を他の発電等設備へ対象を広げた上で、恒久的な対応とするかどうかということにつきましては、今回こうしようとしている暫定的な対応の進捗ですとか、他の発電設備の状況を踏まえた上で検討することにさせていただくのがよいのではと考えてございます。

続きまして、更に詳細を8スライド目と9スライド目にて説明させていただきます。2つの措置を導入してはどうかということを申し上げました。

まず1点目、契約申込時の保証金の増額という措置でございます。

契約申込時には、現在、概算工事費負担金の5%を保証金、デポジットという形で徴収している認識でございます。この保証金の制度は、過去に太陽光発電において空押さえが多数発生したことを踏まえ、その対策として導入された経緯がございます。

当時、保証金の水準は、導入当時の電源募集プロセスを参考に設定されたものでございますけれども、第39回のOCCTOさんの広域系統整備委員会におきまして、途中退出の未然防止効果が十分でないとは判断される場合には、引き上げを検討することと整理されてございます。

現状の系統用蓄電池の連系の契約申し込みの状況を踏まえますと、途中退出の未然防止効果ということをより高める必要があるのではないかと考えてございまして、保証金の水準を引き上げることとしてはどうかと思っております。ただ、保証金を過度に引き上げてしまいますと、逆に参入しようとしておられる方々に対する、ある種非常に強い参入障壁にもなり得ますので、まずは現行5%になっているところを倍の10%に増額するところをやってはどうかと思っております。

続きまして、2点目の措置として提案させていただきました工事費負担金の分割払いの厳格化を9スライド目でご説明させていただきます。

工事費負担金の入金につきましては、原則として一括払いとされております。ただ、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、分割払いの利用について協議可能とされているところがございます。

他方で、分割払いを利用することで工事費負担金の支払い時期を先送りしつつ、長期間にわたって系統容量を確保することが可能になっているという実態があると考えております。こうした点を踏まえまして、支払いタイミングを前倒しすることによりまして、事業化の見通しが不十分な申し込みにつきましては、工事費負担金の入金時点での退出というか、見通しが不十分なものはその時点で諦めてもらうことを促す効果が期待できるのではないかと考えております。

工事費負担金の分割払い制度は、本来、発電等設備の設置者の資金負担を軽減するという趣旨で導入されたものでございますので、分割払いそのものを禁止するというのではなく、分割払いを利用する場合におきまして、初回の支払い額については工事費負担金の最低支払額を設定することにはどうかと考えております。

初回にどれぐらい払っていただくのがよいかという水準ですけれども、事業者の負担軽減効果、つまり分割で払うということによる負担軽減の効果を一定程度保ちつつも、事業者の途中退出リスクを抑制して、実現可能性の低い案件の系統容量の長期占有を防止する観点から、初回入金では工事費負担金の最低でも全体の50%の支払いを求めることにしてはどうかと考えているところがございます。

先ほどご説明した10スライド目は、今申し上げた2つの措置を系統アクセスの流れの中で、どの時点でお支払いいただくことになるかというのを上の図で整理してございます。

1点目の契約申込時の保証金の増額は契約申し込み時点で、2点目の措置であります工事費負担金、入金の分割払いのルールの見直しというのは、少しプロセスが進んで工事費負担金の初回入金をするタイミングでということになります。

それぞれ、下を工事費負担金の支払いのイメージ、変更前と変更後というところがございます。右側が変更ですけれども、契約申込時が5%から10%になり、分割払いの初回で50%を最低ラインということにするという形で、左と右を見比べていただくと、契約申込時あるいは分割払いの最初の時点での支払いを大きくするというで、いずれにしても最後までやり遂げようと考えておられる需要者さんからすると、いずれ支払うべきお金でありますけれども、こちらをなるべく前倒しすることによって、熟度が低いといいますか見通しが低いものについては諦めるというか、退出いただくという効果を高めてはどうかと考えているものでございます。

その他の参考資料につきましては説明を割愛させていただきます。

以上が事務局からの説明でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○馬場座長

ご説明いただき、どうもありがとうございました。

土地に関する書類提出の要件化についてのご報告を頂きまして、申し込みにおける事業用地の使用権原の提出の要件化、それから空押さえの更なる対応ということをご提案いただいたと思います。

それでは、ただいまのご説明を踏まえまして、ご意見、ご質問等がございましたら挙手ボタンにてお知らせいただければ幸いです。順次指名させていただきます。いかがでしょうか。

児玉オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○児玉オブザーバー

ありがとうございます。

それでは、蓄電所事業者の立場で発言させていただきます。

まず初めに、4ページの接続検討申込時の土地に関する書類提出の要件化に関しまして、広域機関から公表いただきましたので、当社といたしましてもしっかりと対応していきたいと思っております。

続きまして、5ページでございます。契約申し込みにおける事業用地の使用権原の提出の要件化に関しまして、当社としては異論ございません。

前回に提出タイミングは継続議論とのことで、実態も含めてご議論いただきたい旨を発言させていただきました。今回、資料の記載にありますとおり、連系承諾以降に土地を取得することが多い実態を踏まえての提出タイミングということで承知いたしました。

最後に、6ページの契約申込時における空押さえへの更なる対応に関しまして、こちらも当社としては異論ございません。資料にご記載のとおり、系統用蓄電池の空押さえへの対応は喫緊の課題ということ、それに対する暫定的な対策ということで承知いたしました。なお、最後の文にあります、本件に関しまして恒久的な対応とするかどうかにつきましては、事業確度の高い事業者が早期かつ確実に系統接続できるために実態も踏まえてご検討いただければと思います。

以上でございます。

○馬場座長

ありがとうございました。

ご賛同いただけるということと、検討を更に進めていただければということだったと思っております。どうもありがとうございました。

続きまして坂本委員、よろしくお願いいたします。

○坂本委員

説明ありがとうございました。提案の方向性には賛成いたします。

その上で、6ページのところで質問させていただきたいのですが、5ページの2項目目

と3項目目のところにある連系予約を取り下げとした場合の扱いについて、その場合はこの下の系統アクセスの流れでどの段階に戻るようになるのでしょうか。といいますか、もう一回、すぐ申し込みをし直すことが可能だったりするのかなどを教えてくださいたいです。

○馬場座長

ありがとうございました。

取り下げた場合、どこまで手続きが戻るのかということですが、事務局から何かありますでしょうか。

○添田課長

基本的には、この下の5スライド目の下の図で言いますと、契約申し込みのところに戻ってくると理解しております。赤いところの最初のスタート地点ということでございます。

○馬場座長

ありがとうございます。

坂本委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○坂本委員

ありがとうございます。

その場合ですけれども、もう一回申し込み手続きを繰り返せるようになってしまうと、それもそれで少し効果が落ちてしまうと説明を伺っていて思いましたので、その点を意見として申し添えます。

以上です。

○馬場座長

ありがとうございました。

何回もできてしまうということについて、少しどうかというご意見だったと思います。事務局のほう、こちらについてはいかがでしょうか。

○添田課長

そのような事態がどれぐらい実際に発生するかということについては、あまり想定をしていなかったですけれども、そういうことにならないよう、あるいはそもそもそういう可能性がどれぐらいあるのか、あるいはそうならないようにするにはどうすればいいのかというのは、いったんこちらで精査させていただきたいと思います。

○馬場座長

ありがとうございました。

重要なお指摘だったと思います。ありがとうございました。

続きまして横関オブザーバー、よろしく願いいたします。

○横関オブザーバー

ENEOS Power の横関です。発言の機会をありがとうございます。

事務局資料については、これまでの事業者の意見を適切に反映いただいたと思っております、感謝を申し上げます。

資料3の事務局案は、空押さえを意図しない健全な事業者にとって影響が限定的と考えておりますので、基本的には賛同いたします。その上で、蓄電池事業者の立場から3点コメントを申し上げます。

1点目は、接続検討申込時の土地関連書類についてです。

前回ワーキンググループでも申し上げたとおり、TSOごとに添付書類の受け付け基準が異なると、事業者、委託者、地権者など関係者間で認識のずれが生じて、結果として事業が長期化する懸念があります。こうした不都合を避け手続きを円滑にするためにも、エリア間で統一した基準で運用いただきたいと思います。

2点目は、契約申込時に求められる使用権原の提出書類要件についてです。

スライド4に、合理的な理由がある場合は提出期限を延長できると記載がありますが、この合理的な理由の判断にTSO担当者ごとにばらつきが生じると、事業者としては先行きが見通しづらいといった状況になります。健全で透明性の高い事業環境維持のためにも、判断基準の明確化とエリアを越えた統一的な展開を示していただきたいと思います。

3点目は、空押さえに対する追加的な対応についてです。

空押さえ対象が電源接続と同時に充電、つまり順潮流側の容量を確保する系統充電型蓄電池のみであるという点は理解しております。一方で、空押さえを行わない事業者にもリスクや負担が増える状況が生じるため、その点には十分ご配慮いただきたいと思います。

今回の手続き強化によって、TSOの対応期間が延びると、本来蓄電池が確保できたはずの系統容量が、後から申請した一般需要に優先されてしまうといった事態を懸念しております。実際、大型需要による空押さえの事例も見られます。また、空押さえ状態の案件が増えると、受変電設備などサプライチェーン全体が滞って健全な案件の進行まで妨げられてしまいます。公平性の観点から大規模需要側にも同様の規律強化をご検討いただきたいと思います。

それから、保証金の増額についてですが、事業者にとってインパクトがございます。

接続検討回答から契約申し込み時点までの間で、工期や負担金が大きく変動するケースがございますので、保証金を増額するのであれば、接続検討の精度向上はもちろんのこと、保証金を活用した工事業者の早期確保など、事業者にとって実的なメリットが生じるよう

な仕組みづくりも併せて検討いただきたいと思います。

最後に、発電事業者としての視点も申し添えます。

供給力確保が喫緊の課題となる中、空押さえによって電源側のアクセス手続きが滞ることは問題です。単純な申し込み順ではなく、老朽火力の退出で不足する供給力を補い、kW、kWh、ΔkWといった需給バランスに資する案件を優先する仕組みについても検討をお願いしたいと思います。

他方、供給力と調整力の手続きをTSOの同一窓口、リソースで対応しているということが遅延を招いているのであれば、プロセスを分割してカテゴリごとにそれぞれの課題に対応できる体制の構築もご検討いただきたいと思います。

以上となります。

○馬場座長

さまざまなお意見を頂きどうもありがとうございました。

書類の関連で、TSOごと、それから担当者ごとに基準が変わることのないように統一的な運用をしていただきたいと思いますというご意見。それから、空押さえ対策で蓄電池のみの手続きが他と比べて長引くようなことがあると、他の需要に先を越されてしまう可能性があるということで、その辺のバランスについて配慮いただければというご意見。あと、先に支払う金額について、確度が高いものにするとか、何らかの対応をしていただきたいと思いますというご意見を頂き、更に発電事業者としての意見ということで、できれば需給バランスに資するようなものについては配慮してほしいというご要望であったかと思います。

事務局から回答をお願いしますでしょうか。

○添田課長

承知しました。

幾つかご指摘いただきましてありがとうございます。

まず、書類の統一化ですとか運用の統一化ですけれども、ご指摘の趣旨はよく理解できますので、こちらは一般送配電事業者さんと連携しながら、そういう形で統一化できるようにやっていきたいと思っております。

また、合理的な理由につきましても、今後公表資料の中で基準の明確化、統一化を図りまして、なるべくその担当者の方同士で判断にぶれがないようにという方向で役所としても対応していきたいと思っております。

それから、大型需要の空押さえ、大規模需要の空押さえにつきましても、こちらも別途今検討を進めているところでございますので、系統用蓄電池だけではなく大規模需要のほうも空押さえに対する何らかの施策を、こちらもそんなに遅くない時期にお示ししていきたいと思っております。

それから、保証金の増額の関係で接続検討の精度向上ですとか、工事業者の早期確保の

お願いがございました。こちらは送配電事業者さんにお伝えをさせていただいて、そういうことができるかどうかということをお願いしてみたいと思っております。

それから、老朽火力とか供給力を優先してほしいということがございますけれども、こちらはご意見を承りましたので、他の委員会でもそのようなご指摘も頂戴しておりますし、一般送配電事業者さんからもそういう声をお聞きすることがありますので、そういう対応はということが可能なのかということを検討していきたいと思っております。

あとは、受け付けのカテゴリーごとの対応というご要望もいただきましたけれども、こちらでも一般送配電事業者さんとそういうことが可能なのかどうかということは相談してみたいと思います。

以上です。

○馬場座長

ありがとうございました。

それでは続きまして、園田オブザーバー、よろしく願いいたします。

○園田オブザーバー

前回に引き続きまして、今回系統アクセス手続きの規律強化について整理いただき感謝申し上げます。

6ページ以降、空押しえへの更なる対応ということでご整理いただき、今回お示しいただいた方針に異論はありません。その上で、方針の変更後の効果などを踏まえて、必要に応じて水準の見直しや他の発電等設備への適用についてもご検討いただきたいと考えてございます。

私からは以上です。

○馬場座長

ありがとうございました。

効果を検証して、それで広げるかどうか、それからどういうことをやっていくべきかということを更に検討いただければというご意見を頂戴したかと思っております。ありがとうございました。

続きまして小林オブザーバー、よろしく願いいたします。

○小林オブザーバー

広域機関、小林です。

先ほど坂本委員からご質問がございました件について、われわれの認識について補足させていただきたいと思っております。

5スライド目でございますが、仮にこちらで連系予約を取り消しになった場合には、ま

ず前提として接続検討の回答書の有効期限がございますので、有効期限が残っていれば契約申し込みからスタートということになるかと思えます。ただ、一方で有効期限は1年でございますので、こちらが切れていけば接続検討の申し込みに戻ることかと思っております。

更に加えて、契約申し込みに移ったとしても、その後の連系接続によって系統状況が変わっていた場合には、やはり再接続検討が必要になるということで、最初の接続検討に戻るといような流れになるのではないかとまず理解してございます。

ここからは意見として申し上げる部分になりますが、今回の規律強化の基本的な方向性についてはわれわれとしても賛同したいと思っておりますし、今回ご紹介いただいたとおり、広域機関としてできることは速やかに対応して協力していきたいと考えてございます。

具体的なお願いとしては、こちらの5スライド目の例で申し上げますと、先ほど申し上げた連系予約の取り消しということを含めた措置ということになってございます。われわれ非常に重い処分だと認識してございます。こうした措置を実行する上では、われわれ、送配電等業務指針というものでこういった連系予約の取り消しといった行為も定めているところでございますが、現在規定されているものを見ても、契約の不履行、お金を払わないであったり、かなり重いものに対してこうした処分をしていると認識してございます。

こうした観点から、ぜひ電気事業法上で、こうした規律強化というものが妥当なものであるかどうかということにつきましては、ぜひ資源エネルギー庁の中でもご議論いただいた上でご整理いただければと考えてございます。

意見は以上でございます。

○馬場座長

ありがとうございました。

補足のご説明を頂きまして、連系予約の取り消しという重い処分というのが適切かどうかということも議論してほしいというご意見だったと思えます。

事務局からご回答をお願いできますでしょうか。

○添田課長

まずは、坂本委員への補足の回答ありがとうございました。

それから、ご指摘の電気事業法との関係でございますけれども、既に庁内のほうで確認というか検証を進めてございまして、基本的には何か抵触するものではないと考えてございますけれども、一方で、今回こういう蓄電池を対象にかつ確かに連系予約を取り消すというのは非常に重たい対応になりますので、そのことの妥当性について丁寧に説明していく必要はあるだろうと思っておりますので、そのあたり広域さんとも連携させていただきながらどういう形で発信していくか、説明していくかということを工夫できればと考え

でございます。

以上です。

○馬場座長

ありがとうございました。その他、何かございますでしょうか。

鈴木オブザーバー、よろしく願いいたします。

○鈴木オブザーバー

鈴木です。手短かにコメントのみです。

②の契約申し込み、③の空押さえへの対応については前回も意見させていただきましたが、課題および現状を踏まえていただき感謝し、また賛同いたします。今後とも課題および状況を適切に踏まえて対応いただければと思います。

また、①の接続申込時の土地の書類の要件化については、前回も少し申しましたが、OCTOや一送窓口においては目的に応じた確認とするなどの工夫によって手続き時間が延びてしまうことがないようにご配慮いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○馬場座長

ありがとうございました。ご意見を頂戴しました。

その他何かございますでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、特にないようでございますので、最後に全体を通してご意見、ご質問等ございましたらお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。本日も有意義なご意見を多数頂戴いたしまして、ありがとうございました。

本日のワーキンググループでは、「再生可能エネルギー出力制御の短期見通し等について」、「日本版コネクト&マネージにおけるノンファーム型接続の取組について」、「発電等設備における系統アクセス手続きの規律強化について」の3つの議題についてご議論いただきました。

資料1の「再生可能エネルギー出力制御の短期見通し等について」につきましては、今までいろいろ対策を打ってきたこと、それからいろいろ要因も変わっている中で、どういことが出力制御の量の増減に寄与しているのかということをよく検証いただき、できれば分かりやすい説明ができるような資料を作っていただくことが重要ではないかというご意見を頂戴したと思います。

それから、2番目の「日本版コネクト&マネージにおけるノンファーム型接続の取組について」ですが、まず情報公開については、推定値を公開していくということに関して、どれだけ信頼できるものなのかに留意が必要であるということと、可能であれば確度とい

うものが分かるような情報を今後公開することを検討いただければというご意見を頂戴したと思います。

またその他にも、電制についてはN-1電制にも類似しているということから、費用の精算についての明確化などのご意見を頂戴いたしましたし、公表について、開示に合意いただけない事業者がいるということでもありますので、なるべく多くの事業者に開示いただけるような方策を、引き続き検討いただく。また、電制についてその効果を検証して、事業者理解をいただき、より多くの方に賛同いただけるようなことをしていく必要があるのではないかというご意見を頂戴したかと思えます。

また、資料3につきまして、基本的に皆さんご賛同いただいたと思いますが、基準について統一的な運用をしていただく必要があるのではないかとか、あとは予約取り消しについて、それから電気事業法との関連についても引き続き検討いただきたいといったご意見を頂戴したと思えます。

本日のご意見を踏まえまして、事務局や関係機関等において引き続き対応を進めていただければと思っております。

それでは以上で、第6回次世代電力システムワーキングを閉会したいと思います。長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。

こちらで年末年始を迎えるということでもありますので、皆さま、よいお年をお迎えください。どうもありがとうございました。